

社会福祉法人たいようのこ福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たいようのこ福祉会の役員および評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第3条 理事および監事が理事会に出席したときは、次により報酬および交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および交通費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費
理事会出席報酬等	0円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬および交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および交通費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費
評議員会出席報酬等	0円	実費

(役員および評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会および評議員会以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬および交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬および交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会および評議員会以外の日において、法人および施設の指導検査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬および交通費を支払うことができる。

名称	報酬	交通費
理事長業務報酬等（日額）	0円	実費
理事および評議員業務報酬等（日額）	0円	実費
監事監査指導報酬等（日額）	0円	実費

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。